

**【決算委員会における質疑内容】**

1. JA 土佐あき（現 JA 高知県）をめぐる公正取引委員会・規制改革推進会議の対応について（答弁者：衛藤晟一内閣府特命担当大臣）
2. 農業分野における公正取引委員会の役割について（答弁者：政府特別補佐人（杉本和行 公正取引委員会委員長））

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。

本日は、コロナ対策等含めまして大変大事な課題を抱えているときではありますが、私は、農村、さらにはJA等につきまして、大変大事な課題であります公正取引委員会との問題につきまして質疑させていただきます。

本日は、いずれにしましても、こうして質疑の機会をいただきました。感謝申し上げます次第であります。

テーマは、今象徴的に取り上げられております我が国有数のナスの産地でありますJA土佐あきに対する三年前の公正取引委員会による排除措置命令と裁判についてであります。

お手元に資料をお配りしておりますので、手に取っていただきまして、少々環境といいますか状況をお聞き取りいただけたらというふうに思います。

JA土佐あきは日本一のナスの産地であります。今はJA高知県に合併しております。事の発端は、四年前の平成二十八年二月に、規制改革推進会議の委員からJAに対する独占禁止法の適用について意見が出された。その後、僅か一か月もたたないうちに、規制改革推進会議、それと農業ワーキング・グループに公正取引委員会が出席しまして、情報提供窓口と農業分野タスクフォースの設置を提起したわけでありまして、そして、その直後に、規制改革推進会議の委員の発言と、それと答申を受けて、政府は、農協は組合員に事業利用を強制してはならないとの法規定を新設したわけでありまして。

なお、その際の規制改革推進会議での発言委員は、これはまあ私の思

い過ぎもあるかもしれませんが、とにかく、よく知った方ではありますが、農協批判をしてやまない人がメンバーとして入った上で発言されて、それがもう通ってしまうという状況があったわけでありました。これはどうしてもなかなか我慢できないわけでありまして、それらのことが今回の私の質疑にも相なったという状況であります。

また、そのときの改正で、これは私が三十数年在籍しましたJA全国農協中央会が農協法から除外されて、一般社団法人へ組織転換することに相なってしまったわけでありました。これも何ともはや悔しい思いでありまして、これらのごとが今日の私の質疑の背景にあるということでもあります。

そして、このことがあった二週間後に、農業分野における独占禁止法違反行為に係る情報提供窓口が設置され、JAに対する監視対策が強化されたわけでありまして。さらに、その半年後に、規制改革推進会議は、農業者に農協利用を強制することについては、独占禁止法の不公正な取引方法であり、農協法の中でも禁止規定が明記されたことであるので、公正取引委員会と農林水産省が連携を取って徹底して取り締まるべきであるというふうに表明されているわけでありまして。これを受けまして、四か月後に、公正取引委員会は、JAへの出荷を行わない支部園芸部員に圧力を掛けたとして、JA土佐あきに対して排除措置命令を発したわけでありまして。

まさに小規模な農業者の協同の取組で、そして食料危機を克服し、戦後のこの混乱の中で大変な日本の復興を地方から支えた農業協同組合の大切な機能や役割を否定する発言であり、動きであると言わざるを得ないわけでありまして。これは私にとりまして到底許せないことでもありますから、今回この機会をいただいたということでもあります。

この時点で、協同組合による生産者の協同の取組に対する独占禁止法の適用除外措置が実質上外されてしまったのではないのかというふうに思います。これは、戦後のこの経済、それから農村政策の流れの中では物すごい大きな私は転換であり、それから政策として間違っているんじゃないかという思いでいるわけでありまして。

以下、裁判の状況を私は申し上げておきますが、地裁では、これ、裁判の状況はお手元にお配りした資料の後半部分には出ておりますけれども、地裁では平成三十一年三月に、不当に拘束する条件を付けた取引としてJA土佐あきの提訴を棄却、また、高裁では令和元年十一月に、JA土佐あきの控訴をこれも棄却しておりまして、JA土佐あきが合併したJA高知県は、極めて遺憾、慎重に今後の対応を決定するとの見解を発表して、令和元年十二月十日に最高裁へ上告しております。最高裁は十二月十八日にこれを受理している、こういう状況にあります。

以上、申し上げましたが、極めて残念なのは、規制改革推進会議は、かねてから農協批判を繰り返す、まあこれも、山田、おまえの思い込みなのかというふうに言われるかもしれませんが、まさに、かねてから農協批判を繰り返す有識者委員を参加させた会議をこうして開いて、そして農協は、農協利用を強制してはならないとする法規定を農協法改正に盛り込んで答申しました。そして、何とそれ、自由民主党が政権与党でございしますが、それを実現してしまったわけでありまして。山田、おまえもちゃんと賛成の手を挙げたんだろと言われりゃそのとおりであります。が、いっぱい課題ありまして、ともかくそのことについて今本当に悔しい思いをしているところであります。

そして、それらを受けまして、一連のJA全中、私が職を、三十数年いた場所でありまして、JA全中の廃止を含む農協法改正、改正なんて言うともう本当に涙が出るんですが、改悪が進んでしまったわけでありまして。そして、公正取引委員会は、新たに設置した農業分野タスクフォースを介して、JA土佐あきの支部園芸部に対するJA利用の強制を理由に排除措置命令を発したわけでありまして。

質問しないで申し訳ないんですが、衛藤大臣、この後をお願いします。

今回の一連の措置は、明らかに、率直に言います、やり過ぎです。JAの協同の取組を潰すものとしか言いようがないわけでありまして。公正取引委員会は、そして政府は、自制心を持って地域の協同の取組を大切に育むべきなのであります。まさに、規制改革推進会議による答申、それに沿った形での公正取引委員会によるJAへの排除措置命令は、今がチャンスとばかりに進められました。二年ないし三年の間に一気に進められたわけでありまして。

規制改革推進会議のメンバーの皆さんは優秀な皆さんでありまして、それぞれメンツもあるかもしれませんが、しかし、大切な日本のふるさとにあって、協同の取組を生産、流通、販売の柱に据えて前進しようと努力しているJAや組合員農家の協同の取組を信頼し、大切にしていこうということが私は何としても求められているんだというふうに思います。日本の大切なふるさとを壊してはならないんです、ならないんです。今、ここ本当、二年、三年の間に進んでいることがそういうことなんだということを、何としてでも委員の皆さんにも、それから多くの皆さんにお伝えしたいというのが私の思いでもあります。

最後に、衛藤大臣と杉本委員長にも御意見を伺いたいというふうに思っています。

衛藤大臣、若干過激な主張を行ったというふうに自覚はしておりますが、地方の状況をよく御承知の衛藤大臣だから申し上げることが私ではできたというふうに思っております。どうぞ、多様な地域で土にまみれて

生産に励む多くの農業者やJAの組合員の協同の取組と、自主的で意欲的な生産、販売の熱意を酌み取っていただき、公正取引委員会を始めとする各機関の取組を進めていただきたい、この思いでありますので、どうぞ一言御意見を賜っておきたいと、こんなふうに思います。

○国務大臣（衛藤晟一君）

御指摘のとおり、今やっぱり農業は一つの転換期に入っていると思います。これは私が言うべきことではないかもしれませんがですね。

そういう中で、日本農業は戦後、農地改革されて、そういう中から農民のための組織として農協は大変頑張ってきたという具合に思います。そういう状況の中で、戦後七十数年たつ中で、いろんな意味での転換も迎えていることも事実だと思いますけれども、あくまでも、やっぱりすばらしい農産物を生産していただく、そしてそれを流通するというのが農業、農協あるいは農家の使命ではなからうかと思っておりますので、そのことをちゃんと守っていけるような形で今後とも進まなければいけないと思っています。

ただ、地域や農協ごとの個別の事情もあるではないかというように思いますが、公正取引委員会もそのような点も踏まえた具体的な事実を踏まえて適正に対処されるのではないのかという具合に、私どもの方としてはそういう具合に思っております。

一般論になりますけど、我が国農業の再生のために、産業や地域の実態を十分踏まえまして、農業分野における競争を活性化していくことは重要だという具合に認識しています。

公正取引委員会でも、関係方面から御意見もいただきつつ、農業協同組合の活動に関する独禁法の指針を作成、度重なる改定を行っており、引き続き、産業の実態を踏まえた取組を進めていただきたいという具合に考えているところでございます。

○山田俊男君

大臣、どうも大変ありがとうございました。優しい言いぶりではありますが、大事なことをちゃんとおっしゃっていただいて胸に響きます。ありがとうございます。

ところで、杉本委員長に御質問いたします。

数十年前になりますが、私がJA全中に在職していたときに、まあ個人的なことを申し上げますが、若かりし杉本さんとは米の政策価格について極めて有意義な胸襟を開いたやり取りを行わせていただいていた、こんなふうに私は思っています。そのことは、今もしっかり覚えている

ところであります。

ところで、公正取引委員会委員長として、どこかの会議のようにと言ったらどこなんだと言われそうですが、どこかの会議のように農協批判の委員を多用して、そして攻撃するような世界にするのではなくて、公正な取引の真髄を究めるべく独立性を持って対処していただきたいと、こんなふうに思います。一言お願いします。

○政府特別補佐人（杉本和行君）

お答えさせていただきます。

私自身も、農業の振興というのは非常に重要な役割を持っていると思いますし、これからの地域経済の振興を考えると、農業を発展させていくということは非常に重要な役割を持っていると思っています。そういうふうに農業を発展させるためには、やはり農家自身がそれぞれ自由な創意工夫を持って生産活動を広げていくことが非常に重要な役割を示していくんじゃないかと思っています。

そうした環境の中で、私ども公正取引委員会の役割としては、農家が公正で自由に活動できるような環境を保持することが重要だと思っております。そういった観点から、農業関係に関しましても、公正取引委員会の立場からして、競争を阻害するような行為が認められたときには厳正に対処していく必要があると考えているところでございます。

公正取引委員会といたしましては、農業の発展のためにも、農業者がそれぞれ自由、公正な競争環境の下で、市場の下で対応していくということが最も重要だと考えておりました。すなわち需要の動向、需要者の動向をきちんと把握しながら、それに対して対応していくことが必要であると考えておりました。そのために、やはり自由で公正な競争環境が必要だと思っているところでございます。

そうした観点から、私どもは独立性を持った職権行使をもってしっかりと対応していきたいと考えているところでございます。

○山田俊男君

大変、大臣、それから委員長、ありがとうございました。

私は、地域の協同活動というのは大変難しいところがありまして、御案内のとおり、JA土佐あきも当初は小さいJAでありましたが、それがそれこそ地域の農協を合併しまして、そして大きくなりました。さらに、今度は全県一円の合併JAとしてその中心を果たしていくわけでありまして、ナスの生産はそれこそ全国でトップでありまして、全体の四割以上をJA土佐あきが出しております。

当然のこと、皆さん御案内のとおり、施設は選果場がなかったら出荷

できません。だから、選果場はいっぱい、それぞれ農協ごとに、旧農協ごとに選果場があるわけですから、そこには園芸部会、生産者のグループがあります。そのグループがその選果場を運営するわけですね。当然のこと、運営の仕方にも、施設の古い、新しいということも含めて課題があります。しかし、それらの施設の運営費も含めて生産者がみんな負担し合いながら進めてきているわけです。

しかし、ところで、これまた本当に難しい話ですが、それこそ日本一のナスの産地ではありますが、やはり生産者によりましては、これは農協へ出荷はなかなかできないぞと、それはあるかもしれません。だって、元々から多くの商店の皆さんだったりとお付き合いがあるわけですから、だからそちらへやっぱり出していかざるを得ないということもあるわけで、そのバランスを、ないしは理解を、共感をどんな形で作り上げて、そして、この産地を維持していくかということが物すごい重要なわけでありますから、まさに日頃からそのこととの格闘ですね、間違はなくね。

だから、そういう面での協同活動というのは極めて重要であると同時に、同時に物すごい難しい。それを、例えば協同活動を放置したら、それこそナスがどんな形で流通し、どんな価格形成がし、さらにまた、選果場はちゃんと運営していけるのかという問題を全部抱えるわけであります。その中心にいて、JAがバランスの取った運営も含めた取組を真剣にやっているわけですよ。そこをやっぱり支えていかないと、そこをちゃんと支えて、理解して支えていかないと私はうまくいかないんだというふうに思います。それが農産物の生産、流通、販売の要にあるわけです。

だから、独占禁止法の、独禁法の適用除外、協同組合はね、となって発展してきたわけですが、その適用除外を外してしまいます。外した後、それじゃ、一つ一つ、こんな強制やっているんだろう、こんなことをやっているんだろう、こんな強引なやり方やっているんじゃないか、経費はこんな形で拠出しなかったらこの生産地は潰れてしまうぞ、ということでもあります。このことは、本日お見えの委員の皆さんも、田舎の御出身の皆さんも、大臣もよく御存じのとおりであります。

だから、そこに、ある一定のやっぱり協調といいますか、一律に規制するだけじゃなくて、強制してはならない、農協の利用を強制してはならないという原則をばんとぶつけて、あのことで強制しているんだろう、このことで強制しているんだろうというふうについて、産地は維持できますか、生産、流通を確保できますか。それはそんなわけにはまいりません。だから、ずっとの話合いだったりずっとの交流だったりしながら、実は産地をつくり上げているということがあります。

我々がこうして東京にいて、安心してそれなりの価格と、それと品質のものをちゃんと手に入れていけるといふ、そして安定的に供給してもらっているといふことの原点はそこにあるんですから、そのことを踏まえて掛からなきやいかぬのに、農協批判を徹底的にやる、繰り返す委員を、学者を意識的に審議会に加えて、そして農協批判を繰り返しやらせる中で、今度の土佐あきを攻撃する、JA高知県を攻撃する、生産者を攻撃する。これは間違いだと思います。

どうぞ、一定のやはり協同の取組のルールと精神、理念があつてしかるべきでありますし、今までのように、やはり協同でこの施設を使うんだぞといふことについてのたまかな基本線の維持をやはり政策としても、それから支援としても行っていかなきやいかぬのに、そのことをやったらですね、やるんだぞと、自由な生産、流通、販売なんだという原則だけであつたようなことをやっていたんでは、私は日本の安定的な農業生産と流通と、消費者の皆さんへの安定供給は実現できないと、こんなふうに思うところであります。

今回のこのことは、大げさでなくて、その原点の話であります。どうぞ、皆さんと一緒にしまして、問題意識一緒にして、この問題の解決といひますか、いい方向を実は選んでいかなきやいかぬ。大事な大事な協同の取組を壊してはならない、大事な産地を壊してはならない、この思い一つであります。

どうぞ、大臣、丁寧に聞いていただきましてありがとうございます。委員長、どうも大変本日はありがとうございます。

以上で終わります。